

県産品ブランド力強化支援費補助金交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、県産品の海外市場におけるブランド力を強化するため、県内中小企業者等が行う海外向け商品改良や国際競争力強化のための認証取得等の取組等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、食品事業者及び農林水産業者を除く。

- （1）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であること。
- （2）徳島県内に本店の登記を行っている法人又は住民登録を行っている個人事業主であること。
- （3）直近1年間以上の営業実績があり、この期間に決算を行っていること。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金交付申請書等）

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業計画書（別紙1）
- （2）経費明細表（計画）（別紙2）
- （3）その他知事が必要と認める書類

3 補助対象者は、第1項に規定する交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

4 規則第3条の知事が定める期日は、別に定める。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- （1）交付を受けた補助金については、外需獲得を加速することで、物価高倒産を回避し、県内企業の着実な経営力強化を促進する取組に資する目的に従って、効率的な運用を図ること。

- (2) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事へ報告しなければならないこと。この場合において、知事は、消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における20パーセント以内の金額の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、次に掲げるものをいう。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられるもの
(2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更であるもの

(変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第6号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業実績書(別紙3)
(2) 経費明細表(実績)(別紙4)
(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月15日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第4条第3項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額するよう手続を行うものとする。

5 第4条第3項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合においては、当該金額を様式第2号により、速やかに知事に報告しなければならない。

6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第7号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(証拠書類等の保管)

第11条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。